

ひたちなか市議会文教福祉委員会

令和6年3月26日午前9時58分開議

議事堂第2委員会室

【付議事件】

- 議案第 34号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 36号 ひたちなか市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 38号 ひたちなか市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 39号 ひたちなか市介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 40号 ひたちなか市指定地域密着型サービスの事業に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 43号 ひたちなか市奨学資金貸与条例の一部を改正する条例制定について

2 請願・陳情

- 陳情第 3号 小中学校の学校給食費無償化を求めることについて

○出席委員 8名

文教福祉委員会	清水 健 司 委員長
	萩原 健 副委員長
	大久保 清 美 委員
	宇田 貴 子 委員
	大内 健 寿 委員
	山田 恵 子 委員
	北原 祐 二 委員
	海野 富 男 委員

○欠席委員 0名

○委員外議員 0名

○説明のため出席した者

保健福祉部	大和田 征 宏 保健福祉部長
	西野 貴 弘 保健福祉部参事兼国保年金課長

	檜 山 大 輔	国保年金課長補佐兼国保係長
	石 田 裕 子	国保年金課長補佐兼医療係長
	根 本 恵 子	国保年金課国保係長
	三 村 眞理子	介護保険課長
	佐 藤 弘 子	介護保険課長補佐
	菊 地 信 也	介護保険課係長
	古 橋 好	介護保険課主幹
	菌 部 英 明	介護保険課主幹
教育委員会事務局	岩 崎 龍 士	教育部長
	佐 藤 浩 之	総務課長
	田 口 清 幸	総務課長補佐
	二 川 和 久	総務課係長
	神 永 和 代	保健給食課長
	飛 田 和 志	保健給食課係長

○事務局職員出席者

議会事務局	根 本 光 恵	次長
	折 本 光	主任

文 教 福 祉 委 員 会

令和6年3月26日（火）

午前9時58分 開会

○清水（健）委員長 それでは、これより文教福祉委員会を開きます。

本日の付託案件は、議案6件、陳情1件、以上7件です。

審査の進め方につきましては、初めに議案を審査し、次に陳情を審査したいと思います。

以上のように委員会を進めていきたいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○清水（健）委員長 異議なしと認め、そのように進めてまいります。

それでは、最初に議案第34号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

S i d e B o o k sのホーム画面から、全議員共通、本会議、令和6年定例会、第1回3月定例会、議案第34号のフォルダをお開きください。よろしいでしょうか。

それでは、提出者の説明を願います。大和田保健福祉部長。部長、どうぞ着座をお願いします。

○大和田保健福祉部長 ありがとうございます。では着座にて説明のほうさせていただきます。よろしくをお願いします。

議案第34号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

それでは、3ページの新旧対照表をご覧ください。介護保険サービスの給付の適正化及び質の向上を図るためケアプラン検討委員会を設置し、要介護者等に係るケアプランの検討を行ってまいりましたが、今般、国における介護給付適正化事業の再編に伴い、ケアプランの点検方法について介護支援専門員と対面にて点検を実施するよう事業の見直しを図ったことから、ケアプラン検討委員会を廃止し、本条例中の非常勤の特別職の報酬を規定する表から当該委員会委員に係る規定を削除する改正を行おうとするものです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○清水（健）委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。宇田委員。

○宇田委員 今後、ケアプランの検討を対面で行うようにするということですが、そのケアプランの給付の適正化や質の向上といった場合に、サービスの削減ありきではないと考えてよろしいでしょうか。

○清水（健）委員長 三村介護保険課長。

○三村介護保険課長 ケアプランの検討につきましては、給付適正化の一環で行いますので、不合理と思われる請求などが確認された場合には是正を指摘することもあると思いますが、介護支援専門員が作成するケアプランの質の向上を図ることを第一の目的として今後も実施してまいりたいと考えております。

○清水（健）委員長 宇田委員。

○宇田委員 対面で今度行うようになるということで、悪い意味でプレッシャーにならないような運用の仕方をしていただきたいというふうに思うんです。ずっと保険者というのは高い介

護保険料を払ってきて、いざ介護を受けたいと思ったら厳格な介護認定を受け、サービスを受けようとする、今度は給付の適正化ということでケアマネジャーが立てたプランでさえチェックが入るといふ仕組みです。利用者にとって必要な介護がしっかり受けられ、尊厳ある生活が続けられるという方向での運用をお願いしたいと思います。

○清水（健）委員長 それでは、ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○清水（健）委員長 それでは質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○清水（健）委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○清水（健）委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定いたしました。

次に、議案第36号 ひたちなか市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

各議案のフォルダに戻っていただき、議案第36号をお開きください。また、議案の補足説明資料がありますので、補足説明資料のフォルダ内にある資料も併せてご覧ください。

それでは、提出者の説明を願います。大和田保健福祉部長。どうぞ説明は着座でお願いします。

○大和田保健福祉部長 では失礼いたします。

議案第36号 ひたちなか市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

それでは、3ページの新旧対照表をご覧ください。令和4年度に実施をいたしました税率改正による被保険者の負担軽減を図るために、これまで2年間、市の独自減免を行ってきたところではありますが、来年度につきましても、子育て支援政策の一環として、小学生から高校生世代以下の均等割5割減免を継続実施しようとするものであります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○清水（健）委員長 それでは、これより質疑を行います。質疑ありませんか。宇田委員。

○宇田委員 ここ、今の説明では触れられていなかったわけですが、今回この条例を改正することで、子どものいない3人以上の世帯の均等割の2分の1減免はやめるということが暗にあるわけなんですね。そこでお聞きしたいんです。この減免措置の特例というのは、2年前の税率改正に伴う影響緩和のためとして均等割の減免措置が行われました。そこでまず、2年前の税率改正はどのようなもので、その影響はどのようなものだったのかについて、まずちょっと振り返りたいと思いますのでご説明をお願いします。

○清水（健）委員長 西野保健福祉部参事兼国保年金課長。

○西野保健福祉部参事兼国保年金課長 4年度に実施をさせていただいた税率改正がどのようなものであったかということでありまして、まず1つ目が、県の方針、運営方針の指示のとおり平等割というものを廃止して、所得割とそれから均等割の2方式に変更しなければならぬという改正であったということです。特に均等割の額が上がってしまうという改正であったというふうに思っています。2つ目が、県に納める納付金、これは当時34億程度だったと思いますが、それに見合う賦課額とすることで、これまで長年行ってきた一般会計からの赤字繰入れをなくすという改正であるということです。3つ目が、18年ぶりの改正となってしまうため、どうしても上げ幅が大きくならざるを得ない。そのため、適切な負担緩和策を導入する必要があったという、そういう改正であったというふうに思っています。

改正の影響であります、平等割が当時2万5,000円、1つの世帯に賦課しておりましたが、それをやめるということで、今述べましたとおり、一人一人にかかる均等割の額がやっぱり上がりました。そのため、結果として人数が多い世帯、4人世帯とか5人世帯とか、中には6人、7人がおりますけれども、そういった方々の負担が大きくなってしまふ改正となりました。長い間改正を先延ばし、先延ばしにしてきましたので、これまで県内で最も低い税率と、ひたちなか市の場合になっておりましたが、それを、大体真ん中よりちょこっと上ぐらいまで税率を引き上げざるを得ない改正となりまして、子どもさんのいる世帯とか人数の多い世帯に対して、できる限り負担軽減を図っていくこと、そういうことで現在に至っているというふうに感じております。

以上です。

○清水（健）委員長 宇田委員。

○宇田委員 課長の今のお話の中でありましたけれども、2年前まで本市の国保税は県内でも最も低いほうの税率だったということ、比べればそうかもしれないんですけど、そうはいっても住民からすれば、非常にその当時でも高くて苦しいと、払うのが苦しいという思いをしながら国保税を払ってきたわけです。それが2年前の税率改正で非常にぐっと上がったわけですね。中間層、世帯によっては10万近く上がっているわけです。だからこそ均等割の軽減策を特例として取り入れたということなんですけれども、今回、世帯の多いところの均等割の半額減免をなくすということで、均等割というのは所得にかかわらず額が決められているものですから、そのまま、また国保税の引上げにつながるわけなんです。特に世帯の多いところは、もう5万、6万という額でまた国保税が上がるというふうに思うわけなんですけれども、今回の2分の1減免をなくすということで、その影響はどのように考えているのか伺います。

○清水（健）委員長 根本国保年金課国保係長。

○根本国保年金課国保係長 3人以上の世帯の減免を終了する影響としましては、本年の1月末時点の実績のほうから予想しますと、950世帯の方が減免終了となり、2,000万程度の増税となる見込みであります。1人当たりの影響としましては、均等割額の半額、大きくても年間で3万1,600円が増額となり、例えば4人世帯の方であれば2人分が増額となりま

すので、63,200円、こちらが増額となる見込みであります。

○清水（健）委員長 宇田委員。

○宇田委員 今ご説明があったように、この均等割というのは所得に関係ないわけですから、そのまま増額につながるということで、今、長引く物価高騰の中、食費や燃料費など生活費がかさんで今でも大変だという中での増額になるわけです。この均等割の廃止、やるべきではないと思いますけれども、いかがでしょうか。

○清水（健）委員長 西野保健福祉部参事兼国保年金課長。

○西野保健福祉部参事兼国保年金課長 被保険者の立場に立てばおっしゃることはよく理解できます。しかし、現在の国保は人数がどんどん減っておりまして、しかも高齢者が約半数を占めているということで、当然病院に行く回数も多く、1人当たりの医療費もどんどん年々上がっていると、こういったような状況であります。したがって、被保険者だけで税収を賄うことができおりません。結果、一般会計から毎年3億、4億というような繰入れを余儀なくされておりまして、税の公平性の観点から言えば、多くの疑問、課題が残る制度となっております。

国保は助け合いの制度でありますので、今回行った改正が本来の改正でありまして、ほかの県内の市町村でも3年に1回程度は同じようなことがやはり行われているということで、いつまでも緩和策を続けていくということは適策ではないというふうに判断をしたところです。あくまでもこちらは18年ぶりの激変を緩和するための、そういった2年間限定の策でありましたので、大変申し訳ありませんが、当初の予定どおり実施は見送る方向で考えております。

今後、7年度の税率改正に向けまして、シミュレーションをこれから行っていきたいというふうに考えておりますが、できるだけ被保険者の負担にならないようにしっかりと配慮をして、議会、そしてまた国保運営協議会の皆様ともしっかりと協議をしながら精査をしていきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○清水（健）委員長 宇田委員。

○宇田委員 最後に、令和7年度の改正に向けて、なるべく被保険者の負担にならないようにというような言葉もいただきましたけども、そもそも被保険者の立場に立って物事を進めていくのがこの市の職員の仕事だと思うんです。そういう意味からすれば、この均等割半額減免の廃止というのは、被保険者の本当に生活を破壊するものだと言わざるを得ないというふうに思っております。これは意見です。

○清水（健）委員長 意見ですね。

○宇田委員 はい。

○清水（健）委員長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○清水（健）委員長 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。宇田委員。

○宇田委員 議案第36号 ひたちなか市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、反対の立場から討論します。

本市は2年前の税率改正で急激な保険料アップに対する激変緩和措置を設けましたが、それでもなお、特に世帯数の多い中間所得層ではいきなり10万円前後の負担増となりました。今回、3人以上の世帯の均等割半額減免措置をやめるということで、さらなる負担増となる世帯が生じます。一人一人にかかる均等割は他の被用者保険にはなく、国保は所得に対する負担割合が協会けんぽなどと比べて、世帯によっては倍以上の負担となる世帯もあります。今でも高過ぎる国保税について、これ以上の負担増を強いることは、国保税によって暮らしを壊されることになりかねず、本議案には反対します。

○清水（健）委員長 ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○清水（健）委員長 討論なしと認め、討論を終了いたします。

それでは、これより採決に入らせていただきます。本案は原案のとおり可決すべきものとすることに賛成の委員の起立を願います。

（賛成者起立）

○清水（健）委員長 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定をいたしました。

次に、議案第38号 ひたちなか市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

各議案のフォルダに戻っていただき、議案第38号をお開きください。また、議案の補足説明資料がありますので、補足説明資料のフォルダ内にある資料も併せてご覧ください。

それでは、提出者の説明を願います。大和田保健福祉部長。着座にてお願いします。

○大和田保健福祉部長 ありがとうございます。

議案第38号 ひたちなか市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

それでは、新旧対照表4ページ、5ページをご覧くださいませ。医療福祉費支給制度、マル福を規定している県の医療福祉対策要綱等の一部改正に伴い、令和6年4月1日より精神障害者保健福祉手帳2級保持者が身体障害者手帳3級もしくは4級等に該当する場合、新たに重度心身障害者マル福の対象となることから、所要の改定を行おうとするものであります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○清水（健）委員長 それでは、これより質疑を行います。質疑ありませんか。宇田委員。

○宇田委員 今回はマル福の対象者の拡充ということで、これ自体は反対するものではありません。しかしながら、非常にその対象者の枠が小さ過ぎるというふうに思うんですね。特に精神障害者福祉手帳2級の保持者の方たちは、重複障害だったらマル福の対象になりますということなんですね。それによって何人でもないわけです、対象者が。これは、市の職員は住民の姿をいつも身近で見ているわけですから、実際の市民の姿から、本当に、何というんですか、

健常者と同じように働いて所得を得るといふようなことがなかなか無理な人が多いといふことは分かっているといふふうに思うんですね。ぜひマル福の対象拡大についても県に要望すべきだといふふうに思っておりますけども、いかがでしょうか。

○清水（健）委員長 西野保健福祉部参事兼国保年金課長。

○西野保健福祉部参事兼国保年金課長 今回、これはあくまでも県のほうで、県の方針で、県の考えで、精神保健福祉手帳2級保持者をベースとして組み合わせて対象者を絞って、絞ってと言ったら失礼ですが、絞って追加をしてきたものであります。まず1年間、こちらの対象の中でどういった状況になるのか、状況は実態を把握していきたいといふふうにまずは思っています。その上で、もしそういった今のままでは困ると、もう少し広げてほしいといふような意見があれば、それは結果として県のほうに状況は伝えていきたいといふふうには考えています。以上です。

○清水（健）委員長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○清水（健）委員長 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○清水（健）委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○清水（健）委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定いたしました。

次に、議案第39号 ひたちなか市介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

各議案のフォルダに戻っていただき、議案第39号をお開きください。また、議案の補足説明資料がありますので、補足説明資料のフォルダ内にある資料も併せてご覧ください。

それでは、提出者の説明を願います。大和田保健福祉部長。着座をお願いします。

○大和田保健福祉部長 ありがとうございます。

議案第39号 ひたちなか市介護保険条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

第9期介護保険事業計画の策定に伴い、引き続き高齢者人口や介護保険サービス利用者が増加することにより、介護給付費及び地域支援事業費も増加すると見込まれることから、令和6年度から令和8年度における第1号被保険者、65歳以上の方の介護保険料の保険料率を改正しようとするものであります。

それでは、4ページからの新旧対照表をご覧ください。新旧対照表右側の波線の引いてある部分が今回改正を行おうとする部分であります。

初めに、7条各号のうち、介護保険料の基準額は第7条の第5号となっております。今回の

改正では、年額7万2,000円、月額にすると6,000円としております。令和5年度までの基準額、左側の7条5号の6万6,000円と比較すると、年額で6,000円、月額で500円の増額となっております。この基準額を1.0として所得段階に応じて保険料率を掛けたものが、第7条第1号から第13号の保険料となっております。

続きまして、6ページから7ページをご覧ください。第7条の2第1項から第3項は、低所得者保険料軽減について引き続き継続する旨を定めた規定であります。

続きまして、別途のお配りした資料のほうをご覧くださいませ。第9期介護保険料の第8期との比較になります。第9期保険料につきましては、下の図のとおり、段階、区分及び保険料率、所得区分の全てにおいて国の基準に準じて改正を行っております。赤字で記載の部分が第8期からの変更点となっております。

また、人数と割合につきましては、令和5年10月現在の所得状況を基に大まかな概数を示しております。今回の改正は、今後の介護給付費の増加を見据え、第1号被保険者間での所得再分配機能を強化することで低所得者の保険料上昇の抑制を図り、介護保険制度の持続可能性を確保する観点から行われたものであります。下の図の第10段階から第13段階の緑色の部分で保険料を上乗せし増収となった分を、第1段階から第3段階の緑色の部分の保険料軽減に充てるものとなります。そのほか、第1段階から第3段階の低所得者に対しては、青色の部分の公費部分も充当されており、これまで以上に制度上、低所得者に対する軽減がされると、こういう改正となっております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○清水（健）委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。宇田委員。

○宇田委員 これまで、第8期まで市は、国の区分基準が9段階であったところを、市で独自に14段階に設定して保険料を設定してきました。今度9期になると、もう国そのままの区分基準になるわけですがけれども、市独自に14段階に設定してきた、そのときの市の考え、そして今回、国の基準をそのまま取り入れたことについての考えを伺います。

○清水（健）委員長 三村介護保険課長。

○三村介護保険課長 本市におきましては、第8期までは、国の基準の9段階よりも5段階多い14段階とすることで、国の基準よりも所得水準に応じたきめ細かな保険料の設定を行ってきたところですので。今回の第9期におきましては、国の基準に準じた改正としようと考えておりますが、これに至るまでには様々な検討を重ね、幾とおりのシミュレーションも行ってまいりました。最終的には、今回の改正は、高齢者、世代間での所得再分配機能の強化を図る趣旨で行われるもので、標準段階を9段階から13段階へ多段階化し、きめ細かな設定となったことや、保険料率の見直しにより最高乗率も2.4まで引き上げられたこと、また、国と同じ基準でも必要な保険料収納額が確保できることなどから、国の基準に準じることとしたところであります。

○清水（健）委員長 宇田委員。

○宇田委員 これまで、8期では介護保険料の最高額になる所得水準というのが320万以上

の設定だったんですね、国は。それに対して市は、400万以上、500万以上、700万以上、1,000万以上ということで、先ほど課長がおっしゃったように、所得水準に合わせた介護保険料の設定をしてきたということですが、今回9期に至っては、もう720万以上は一律、所得が1,000万にしろ2,000万にしろ、最高額の年に17万2,800円の保険料になるということですね。この改正で、特に中間層以上は年に3万から4万の介護保険料のアップになると、増額になるということです。介護を必要とする高齢者が増えれば、それだけ保険料も上げざるを得ないという今の介護保険制度の下では、本市でも介護保険制度がつけられた2000年の第1期では、基準額が2,700円だったんですね。それが今、8期は5,500円、そして第9期の4月からは6,000円になるということです。その後の見通し、その先、第10期、第11期とずっと続くわけですが、その先の見通しとしてはいかがでしょうか。

○清水（健）委員長 三村介護保険課長。

○三村介護保険課長 昨年12月末に公表されました国立社会保障人口問題研究所の将来推計におきましては、本市の65歳以上高齢者は、2050年には約5万1,200人、高齢化率38.6%と、今年度よりも約9,400人増加すると見込まれております。

また、介護の認定者数は、令和6年2月末現在6,730人と、5年前より約680人増加しておりますが、この増加の大部分は85歳以上の方であり、今後もこの傾向は続くと思っております。

また、令和元年の年代ごとの給付費の全国平均は、65から74歳の月額約4万7,000円に対し、75歳から84歳は22万3,000円で約5倍、85歳以上は94万8,000円で約20倍となっております。

このようなことから、今後の保険料の見通しにつきましては、後期高齢者の認定者数の増加に伴い給付費のさらなる増加が見込まれるため、現在の制度のまま継続する場合には保険料は今後も増加していくと考えております。

○清水（健）委員長 宇田委員。

○宇田委員 最初の部長のご説明ですか、介護保険制度の持続可能性のために保険料を上げていくんだというご説明でしたけども、今の課長の今後の見通しを聞くと、もう全く持続可能性はないと言わざるを得ないというふうに思います。これは意見です。

○清水（健）委員長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○清水（健）委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。宇田委員。

○宇田委員 議案第39号 ひたちなか市介護保険条例の一部を改正する条例制定について、反対の立場から討論します。

介護を家族から社会の責任でという旗の下、2000年に介護保険制度がつけられました。しかし、介護給付費に係る財源は、公費が50%、残りの50%が被保険者の保険料で賄うと

いう立てつけのために、高齢者が増え、介護サービスが増えれば増えるほど保険料も高くなるという仕組みです。

高齢になって介護が必要になったら介護を受けながら安心して長生きできる、そういう介護保険制度にしなければなりません。そのためには、この財源の負担割合を元から変え、公費負担、特に国庫負担を大幅に増やす必要があります。

今回、さらなる負担増を高齢者に強いることになる保険料引上げの本議案には反対します。

○清水（健）委員長 ほかに討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○清水（健）委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決に入ります。本議案は原案のとおり可決すべきものとするに賛成の委員の起立を願います。

（賛成者起立）

○清水（健）委員長 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定いたしました。

次に、議案第40号 ひたちなか市指定地域密着型サービスの事業に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

各議案のフォルダに戻っていただき、議案第40号をお開きください。

提出者の説明を願います。大和田保健福祉部長。説明は着座でお願いします。

○大和田保健福祉部長 ありがとうございます。

議案第40号 ひたちなか市指定地域密着型サービスの事業に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

それでは、3ページの新旧対照表をご覧ください。

今般、介護保険法施行規則の改正に伴い、本条例において引用する同規則の条項が削られたことから、引用する法令及び条項の変更を行おうとするものであります。

具体的な変更内容としましては、複合型サービスである看護小規模多機能型居宅介護のサービスの範囲が明確化されたものであります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○清水（健）委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○清水（健）委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○清水（健）委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○清水（健）委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとすることに決定いたしました。

次に、議案第43号 ひたちなか市奨学資金貸与条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

各議案のフォルダに戻っていただき、議案第43号をお開きください。

提出者の説明をお願いします。岩崎教育部長。説明は着座にてお願いします。

○岩崎教育部長 着座にて失礼いたします。

それでは、議案第43号 ひたちなか市奨学資金貸与条例の一部を改正する条例制定についてご説明させていただきます。

今回の条例改正につきましては、現行では貸与対象となっていない高等学校4、5年生に相当する高等学校専攻科を加え、貸与対象の拡充を図る改正を行おうとするものでございます。

対象となる学校は、大成女子高校と県立岩瀬高校のいずれも看護科がある学校でございます。併せて、民法改正による語句の修正の改正を行おうとするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○清水（健）委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○清水（健）委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○清水（健）委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○清水（健）委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定いたしました。

以上で議案の審査を終了します。

次に、陳情の審査を行います。

今回新たに付託されました陳情第3号 小中学校の学校給食費無償化を求めることについてを議題とします。

S i d e B o o k s のホーム画面から、全議員共通、常任委員会、文教福祉委員会、令和5年度、令和6年3月26日配付資料、陳情第3号の順にお開きください。

事務局職員に朗読させます。折本主任。

（事務局朗読）

○清水（健）委員長 本件につきまして、何かご意見等ありましたらご発言をお願いいたします。宇田委員。

○宇田委員 まず、執行部の方にお聞きしたいんですけども、学校給食は法律にどのように位

置つけられているものでしょうか。

○清水（健）委員長 神永保健給食課長。

○神永保健給食課長 学校給食につきましては、学校給食法に定められているものでございます。学校給食法の第4条におきまして、義務教育諸学校の設置者については、義務教育学校において給食が実施されるよう努めるということで記載されておりまして、そのほかに、第11条により、学校給食の実施に必要な施設設備費ですとか人件費については、学校の設置者、これは市の負担とされておりまして、しかし、それら以外の経費、食材費については保護者負担ということで記載されておりまして、これに基づいて行っているものでございます。

○清水（健）委員長 宇田委員。

○宇田委員 平成20年6月に学校給食法が大幅に改正されまして、学校給食というのは、学校における教育の一環として食育の推進として進めるということも定められた、規定されたというふうに思いますけれども、その辺りいかがでしょうか。

○清水（健）委員長 飛田保健給食課係長。

○飛田保健給食課係長 確かに学校給食法のほうには、食育に関する規定は定義されましたけれども、あくまでその給食費として頂戴している部分については、食材の実費の部分になります。食育につきましてはもちろんその授業の一環というふうに捉えることができますけれども、実費の部分については学校給食費として徴収しているという現状でございます。

○清水（健）委員長 宇田委員。

○宇田委員 最初に私が確認したかったのは、学校給食というものは教育の一環として位置づけられているという、まず前提を確認したかったんですね。そこから出発したいと思ったわけです。その上で、11条ですね、先ほどの。11条で、給食の食材費は保護者負担というような区分が書かれているわけですが、今回、市は給食費の物価高騰分を市の独自の財源で負担しようとしています。これは、学校給食法第11条との関係ではどのような理解になるでしょうか。

○清水（健）委員長 神永保健給食課長。

○神永保健給食課長 学校給食法においては、費用負担を市の負担と保護者負担ということで記載されているものであります。市が保護者分について物価高騰分を補助していることにつきましては、学校給食法には規定されてはおりますが、こちらは保護者負担を禁止するものではないということで認識をしております。

○清水（健）委員長 宇田委員。

○宇田委員 学校給食法の第11条には、区分として、食材費は保護者が負担すると書かれているけれども、でも、その給食費の一部を市が負担することを禁止するものではないという理解だということですね。

今は給食費の一部、高騰分を市が負担するということですが、今多くの自治体ではもう無償化ということも進められているわけですが、無償化についても法律との関係では禁止されていないという理解でよろしいでしょうか。

○清水（健）委員長 神永保健給食課長。

○神永保健給食課長 無償化につきましても、先ほどお伝えしたとおり禁止をされていることではないものだと認識しております。

○清水（健）委員長 宇田委員。

○宇田委員 その上でですね、仮に本市が、小中学校の給食費保護者負担分を無償化とした場合の市の負担について伺います。

○清水（健）委員長 神永保健給食課長。

○神永保健給食課長 市の、こちら無償化するに当たっては、まず子どもたちの給食費、給食費を児童1人当たり月4,300円、生徒1人当たり月4,700円、こちらについてまず計上させていただきますと、こちらが5億6,000万強となっております。このほかに、今、市で物価高騰分を補助している分を加えますと8,000万程度になりますので、合わせると、6億4,000万という予算となっております。

以上です。

○清水（健）委員長 宇田委員。

○宇田委員 現在は、本市の保護者の皆さんは、小学校4,300円、中学校4,700円の保護者負担分の給食費を払っているわけですが、義務教育は給食費以外にもいろいろお金がかかっているんですね。保護者に負担がかかっています。どういうものにどれくらいかかっているのか、分かる範囲で、どういうふうにつかんでいるのか伺います。

○清水（健）委員長 神永保健給食課長。

○神永保健給食課長 義務教育にかかっている費用ということですが、給食費以外のもの、今ちょっと資料は持ち合わせておりませんが、小学校でも教材費ですとか、それからそのほかの特別活動に係る費用等もかかってくるかと思えます。大体年間でいうと10万円程度。こちらについては大体という形でしかお伝えはできませんけども、そのような金額か、それよりちょっと少ないぐらいの金額かと把握はしております。

以上です。

○清水（健）委員長 宇田委員。

○宇田委員 給食費以外にも年間で10万前後の支出があるということでは、非常に、義務教育は無償という憲法の理念があるにしても、保護者負担が大きいというわけなんですね。

ここからは私の意見、この陳情に対する意見ですけども、給食というのはどの子どもが必ず食べるというものなんですね。ですからほかの市町村でも給食費の無償化、子育て世帯の負担軽減ということで給食費の無償化から始めているんだというふうに思うわけです。

市の財源をお聞きしました。給食費分だと5億6,000万円ということですが。これは非常に財源が大きいというふうにも思うわけですが、本市の今年的一般会計の予算、607億円です。この607億円に対する5億6,000万円という比較をすると、市の1年間の予算の0.9%くらいなんです。家計で考えると、500万の年収の家計の0.9%というふうに計算しますと、1年で4万5,000円くらいやりくりすればいいということになるんです。そ

ういうふうに考えれば、市費で無償化を実現するというのも、やりくりで実現可能だというふうに私は思うわけです。

そういう立場から本陳情ですね、本市では9月にも国に意見書を出しています。自治体独自で実現するには財政的に大変だということで、そもそも国の責任だし、国でやるべきだという意見書も出ています。当然そう思いますけども、国がやるまでの間ということで、本市でもこの無償化実現すべきだということで、本陳情に私は賛成です。

○清水（健）委員長 ほかにご意見あればお願いします。萩原委員。

○萩原委員 今のお話を聞く中で、私のこれは意見になります。この学校給食費無償化については、これは恐らく全ての委員、また議員全てが、これはできるのであればすぐにでも無償化にしたいという思いは恐らく皆さんお持ちなんだと思います。

これまで文教福祉委員会、または様々なところで、この課題に対しての議論は重ねております。しかしながらこの実現に至らない理由の大きな要因としては、やはりその財政的負担のこの大きいところなんだと思います。本市では、先ほど質疑の中で、物価高騰と合わせると6億4,000万必要だということですが、この今、限られた予算の中、職員の皆さんに至っては誠意100円を一生懸命削りながら緊縮財政に努めていただいている中で、何とか予算をやりくりしている中で、この6億4,000万を恒久的に持続可能に、毎年捻出するというのはやはり大きな課題だと私は思います。これにするには、例えばほかの行政サービスを大幅に削減しなければならなかったり、または市民の皆さんの新たな負担、一人一人の新たな負担が増える可能性も考慮しなければならぬと私は思っております。

例えば、ひたちなか市、成人13万人としたときに、これ単純にですよ、6億4,000万を、じゃあ1人当たり割ると4,000円ぐらい、一人4,000円ぐらいかな、年間。恐らくそのぐらいの負担になるかと思うんですが、じゃあそれを13万人の方、皆さんが負担して、理解をしてというのも、なかなか今すぐにはできることじゃないと私は考えています。

実際、とはいえ、もう既にこの無償化は地域間差が生じております。これ、平等な教育機会をやはり提供するという観点から、本来であればこれは全国一律で子どもたちの給食無償化にしなきゃいけないと私は思うんですね。

本市では、先ほどありましたけど、昨年9月、議会において学校給食の無償化を求める意見書を国に提出しました。ですので、これからの国の動向次第なんですけど、市としては、困窮家庭等の就学援助の支援というのは、これは毎年当然行っていて、年間3,400万ぐらいと聞いています。それプラス、物価高騰による保護者負担分、今年は約8,000万計上していますので、この2つを引き続き市の負担軽減策として実施しながら、やはり国の動向を注視して、この問題に関しては様々なところで市民の皆さんと一体となって検討を続けていくことが望ましいと考えますので、今回のこの陳情3号に関しては、私はどうしても不採択になってしまうのかなという個人的な思いがあります。

以上です。

○清水（健）委員長 ほかに意見ありますでしょうか。大内（健）委員。

○大内（健）委員 執行部の皆さんにちょっとご質問させていただきます。まず、給食費の材料の高騰等が課題になっています。今現在、小中学生の給食に対する地産地消も取り組んでいると思いますが、そういった分の取組はどういう形を、地産地消を含めてこういった取組をされているかご答弁いただけますでしょうか。

○清水（健）委員長 飛田保健給食課係長。

○飛田保健給食課係長 ひたちなか市の学校給食における地産地消の取組でございますけれども、まず、農業生産物につきましては、農産物につきましては、なるべくその地元の方から野菜を購入できるように、その購入した野菜を給食に使えるように、まず優先的にJA常陸のほうから購入をするようにしております。例えばその次の月の献立が決まって、どのぐらいどういう野菜を使うかというのが決まりましたら、まずはJAのほうにどれだけ納品できるかということを確認いたしまして、極力地元の農家さんのほうで作っていただいた野菜を取り入れるようにしています。それでやはりどうしても賄いきれないというものがありますので、そういった部分については、市中の青果店のほうにお願いしているというやり方をしています。

あとの取組としては、水産業で言えば、那珂湊漁協の女性部のほうと一緒に連携して、代表的なもので言うと「にこちゃんフライ」なんですけれども、あそこで水揚げされたエイを使って、そういう給食のために提供できるようなものを女性部のほうで作っていただいているというような取組を行っているところでございます。

○清水（健）委員長 大内（健）委員。

○大内（健）委員 ありがとうございます。本市の給食に関しまして、私もよく見かけるんですが、地元のイチゴを生産農家の方が学校に、採れたての朝のイチゴですよ、それをお昼に持っていくような姿を何度も拝見しています。また、地元の海産物を地元の漁業者の奥様たちが作ったものを地元の方に食べさせています。そういった中でも、本当に高騰する食材をなるべく抑えながら、また地元の生産農家の方も協力しながら提供しているような状態でもあるというのは大変認識をしております。

先ほどのご答弁の中で、6億4,000万の財源が今後必要になってくると。やはりその給食の無償化を実施するには、やっぱり財源確保が大きな課題。そういった地産地消のすばらしい食材を提供するのもやはり財源が必要だとは思いますが、やはりその6億4,000万の財源を確保する中で、その6億4,000万の財源というのが確保できるのかといいますか、負担が非常に大変だと思うんですが、そういった認識はどういう考え方をお持ちになっていませんか。

○清水（健）委員長 神永保健給食課長。

○神永保健給食課長 こちらの6億4,000万という費用の中には、市の物価高騰分で入れている部分がございます。こちらについては、今、保護者負担を上げることなく市のほうで負担するという形で負担しているものでございまして、この物価高騰につきましては、今後またその状況を見ながら考えていく必要があると思っております。こちら、物価高騰分の費用を市で負担しているということにつきましては、児童生徒に栄養価とエネルギーを満たした給食を

提供するというを目的として支出しているものでございますので、まずは子どもたちの健康面ですとか、そういった食育も含めて、地産地消も含めた給食により子どもたちに食べることのありがたさ、地元の方が作っていただいている、そういったありがたさも伝えるような取組も含めてできるような形を整えていくための費用として考えておりますので、現在のところは、物価高騰分の支出ということのみを重点的に進めていくような考え方でございます。

○清水（健）委員長 大内（健）委員。

○大内（健）委員 ありがとうございます。現在6億4,000万でも、そういう地産地消の食事とか食材を提供していけば、農家の方々もぎりぎりの形で提供しています。この6億4,000万で必ずしも収まるとは計算できないんですよ。やっぱり7億、8億になってくる。また今、食材の高騰も含めて。やはりそういった、現在給食の無償化というのが県内8市町村あります。それで自治体間の格差が生じているような形なんですけど、やはりこれは国の責任で、やはり無償化を求めていくと。我々の9月の市議会の中でも、国の責任、国の責任においてやはり給食の無償化を実現させていきたいという要望書も我々議会としても出している次第であります。そういった部分も、今後の物価高騰も含めて、やはり市の財政の確保も非常に厳しい状況であります。そういった中では、国の責任において給食の無償化を実現するべきという、この我々の議会としての意見書に基づいて、今回の請願は容認できないという形で、意見書として国の責任において給食の無償化を実現するべきだと私は考えております。

以上です。

○清水（健）委員長 北原委員。

○北原委員 私も、いろいろと公費の負担の面とかお聞きをしたい部分があったんですけども、今回僚議員のほうからもあったように、もし負担をした場合には約6億4,000万円ぐらいかかると、大きな費用だなというふうにも思っています。

また、今、課長のほうからもあったように、やっぱり一番大切なのは、子どもたちの健康とか、安全安心な給食の提供というのもあるのかなというふうに思っているんですけども、またそこで1つ聞きたいのは、これはちょっと大きくなっちゃうのかもしれないですけど、やっぱりこの給食に関していろんな負担軽減を行っていますけども、子ども、要は子育て世帯へのこうした支援とか負担軽減に向けて、今、教育委員会としてとか、行政としてやっていることというのは何かほかがあれば、ちょっとお聞きしたいと思います。

○清水（健）委員長 岩崎教育部長。

○岩崎教育部長 まず、この学校給食の無償化の問題、もしくは負担軽減でございますけれども、これは先ほど来からも議論されており、私どもとしても、財源的な確保ができれば、これについては前向きに検討していきたいというふうに考えておりますが、お話にありましたように6億4,000万の財源を確保していかなければいけないと。これは大変、今の財政状況からすれば大変厳しい数字であろうというふうに考えておりますし、この物価高騰の中では、さらにこれが増えていくということも考えられるわけでございます。

そういった中で、学校給食、今、保護者から負担をいただいて、ある程度の栄養バランスを

考えながら給食を提供しているということをごさいます、これが公費の負担で、全くの市負担となった場合にその予算が確保できるかというような問題になった場合に、その栄養問題のバランス、そういったものを確保できるかということもごさいますので、やはりこれは、議会のほうでも国のほうに意見書を出していただいているということをごさいます、そういった国の今後の動向ですね、来年度には、国のほうの全国の調査結果をまとめ、それを公表し、そうした検討をしていくというようなスケジュールが示されておりますので、そういった国の動向を見ながら、また、近隣の市町村を見ながら今後検討していく課題であるというふうには思っております。

様々な形で今後、給食費の問題に関わらず、違う、子育て支援に関しても、教育委員会として何ができるかということについては考えてまいりたいというふうにごさいます。

○清水（健）委員長 北原委員。

○北原委員 すみません、分かりました。やっぱり財源の確保が本当にできれば、私もやっぱり無償化という方向にはいけばいいのかなというふうにごさいます、本当に思っている部分ではありますけれども、今の段階ではやっぱり負担というのは大きいし、陳情の趣旨のところというか、ありますけれども、やっぱり憲法第26条ということも、ここにも書かれてありますけれども、私たち議会としまして、昨年9月の定例議会のところでは意見書のほうも、先ほどから出ていますけれども、提出をしております。やっぱりこっちのほうを強く国のほうにも要望しながら、今の国の動向のほうを注視していくこと、そっちをやっぱり優先というか、していく方向かなというふうにごさいます。

以上です。

○清水（健）委員長 ほかにご意見ありますでしょうか。山田委員。

○山田委員 私たちのこの本市では、各小中学校で衛生的な調理環境ということでドライシステムを採用して、毎年予算も計上されております。また、令和6年度も計上されたところでありまして、先ほど執行部の方からあったように、より安全安心なこのおいしい給食ということで、地元の旬の食材を積極的に取り入れながら作っていただいております。もし本市でこの学校給食費の無償化を実施することによって、この限られた財源で食事を提供しなければならないということは、やはり財源不足に陥ったときには、現在よりも給食内容が質素になるおそれもあって、品数も少なくなる、栄養のバランスも考えた食事を提供できなくなるという問題も起きてくるのではないかとごさいます。

9月に国に対しての意見書を出しましたけれども、やはりここは国で行っていただくのがよいのかなと、子どもたちのこの食の安全などを考えた上でも、国で行っていただくのがよいのかなというごさいますので、今回は不採択ということにしたいと思っております。

以上です。

○清水（健）委員長 ほかにご意見ありますでしょうか。大久保委員。

○大久保委員 議論はね、どっちの議論もよく理解できるというか、よく分かるんですけど、今言われているのは、その給食費の無償化というのは最大の子育て支援であると、こうい

うふうに言われています。すなわちですね、これはよそでやられている自治体もあるわけですよ。ですから、執行部の皆さんはお金の捻出ができない、これはよく分かります。こういうのは僕は政治マターだと思うんですね。本当は市長の決断で決めることだと思います。ですからここで幾ら議論しても駄目かもしれませんが、我々議員としては、同じ政治家のはしくれとして言うならば、市長に決断してよと、してくださいと、こういうことを言うのが議会の役目ではないかと。皆さんに言うんじゃない、執行部に言うんじゃなくて、市長に直接言う。そういう意味では、この請願、私は採択して、市長にしっかり決断してほしいと、こういうふうな考え方も一つあっていいんじゃないかと思えます。

財政が厳しいのは私もよく知っています。私も予算委員会で、財政厳しいですよって何回も言いました、今回。でも、優先順位をつけましょうという話も私させてもらいました。今、これは喫緊の課題ですよ。皆さん、結構苦労しているわけです、生活に。ですからこれ、子育て世代にとってはこれは非常にありがたい話だと思うんですね。僕は、まず人に投資すること。建物とかじゃなくてですね。それから僕はやるべきだと思っていますので、ぜひともこういう考え方があっていい。我々が、そんないろいろな、財政のこと分かっているけれども、そこを決断するのが政治家の判断だと私は思っていますので、ぜひともこれは一回市長に、こういうのを議会として届けてもいいんじゃないかなと、このように考えます。

以上です。

○清水（健）委員長 ほかにご意見ありますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○清水（健）委員長 暫時休憩いたします。

午前11時5分 休憩

午前11時5分 再開

○清水（健）委員長 それでは、再開をいたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。宇田委員。

○宇田委員 陳情第3号 小中学校の学校給食無償化を求めることについて賛成し、採択すべきとの立場で討論します。

本陳情は、2,522名の署名が添えられており、議会としてそれを重く受け止めるべきだと思います。署名に協力した方は、保育園、幼稚園、学童保育の保護者の方など、まさに子育て世代の方だけでなく、今の若い世代のことを思って、お孫さんのいる年齢の方なども署名に協力してくれたとお聞きしています。

給食費の無償化については、現実的には県内44市町村中、小中学校の完全無償化だけでなく、2人目、3人目など多子世帯の無償化や半額補助などを行っている市町村を含めると、もう多くの市町村が独自の財源を使って給食費の補助をしているという状況です。本市よりも財政力の小さい多くの自治体で無償化の財源を捻出して実施していることを見れば、本市が財源問題でいつまでも足踏みしていることは問題であるとさえ思います。

本来無償化は国の責任で行うことは言うまでもないことですから、国に強く実施を求めつつも、実施するまでの間、子育て世代の負担軽減、そして教育の一環としての学校給食を、市の責任を持って子どもたちに提供すると位置づけて無償化に向けて市で努力することは必要であり、やるべきであり、できることだろうという立場から、本陳情には賛成し、採択すべきと考えます。

○清水（健）委員長 ほかに討論ありませんか。大内（健）委員。

○大内（健）委員 今回の請願であります。我々市議会として、9月に、国及び政府の責任において子育て世代の経済的負担の軽減を図り、学校給食費の無償化を実現するため、早急に必要な法体制の整備及び財源措置を行うよう強く国と政府に要望を、意見書を提出しております。この内容は、給食費の要望、国または政府の責任において無償化を実現するよう強く要望するものであって、一度この9月の議会として意見書を提出しております。それを出しておりますので、今回の請願は、また容認せずに、意見書のほうで一度9月に出しておりますので、引き続き国及び政府に法体制の整備を含めて強く要望していくという形の意見をとっておりますので、今回の請願については反対の立場で討論させていただきます。

以上です。

○清水（健）委員長 ほかに討論ありますでしょうか。北原委員。

○北原委員 私も、これは反対の立場ということで討論したいと思うんですけど、まず、やっぱり小学校給食の、学校給食の無償化について、やっぱり陳情では、この2,522名の署名ということがあるということ、これは本当に重く受け止めなくてはいけないというふうにも私は感じております。ただ、しかしながら、全額の公費負担というと、先ほどからお話があり多額の費用が必要でありまして、また、やっぱり将来にわたっての対応となると財政運営が圧迫される、そうした懸念もありますので、慎重に進めなくてはいけないというふうにも考えております。

本市では、物価上昇分について、来年度も、この令和6年度も継続して公費負担というものはしていくと、そして様々な形で、やっぱり子育て世代への支援とか負担軽減も行っていると私は認識もしております。そして、陳情の主旨にもある、この憲法の第26条ということも附帯されていることも考えると、やっぱり自治体間の競争や不公平さ、また格差をなくす、そうした意味でも、やっぱり国の法体制の整備など、国の責任で行うことが必要なのではないかなというふうにも思います。

そういう意味でも、本市議会では昨年の9月の定例会では、やっぱり国への学校給食費の無償化、こういう求める意見書のほうも提出をしておりますので、今後もこうしたことを強く要望していくということ、働きかけ、そういうことをやっぱり優先するということが、国の動向をしっかりと見ていくことのほうが優先なのかなというふうに思いますので、今回のやっぱりこの陳情については不採択ということで判断をしております。

以上です。

○清水（健）委員長 ほかに討論ありますでしょうか。海野委員。

○海野委員 できれば無償化というのは、これはもちろんしたことにこしたことはないんですが、反対の立場で意見を言わせてもらおうと、確かにこれは6億4,000万の費用がかかり、それで、今現在多少なりとも補助を出していると。JAなんかでも、JAの役員をやっているものでお話ししますと、米の値段はそんなに上げてはないと思うんですよ。野菜の価格も、農家が勝手に野菜を決めるわけじゃなくて、市場の市場原理に基づいて適正な価格で供給していると思うんですが、昨年9月に国のほうに無償化の意見書を出しているんで、あと少し我慢してもらえないかなという意見です。

あとは、これから市の財政も厳しくなるので、図書館の建設、笹野消防署の建設、もうすぐ出来上がるんですが、それから湊線の延伸と、大型の事業が目白押しなので、今回に限っては不採択で仕方ないのかなと、私はそう思います。

以上です。

○清水（健）委員長 ほかに討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○清水（健）委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

それでは、これより採決をいたします。本件は採択すべきものとするに賛成の委員の起立を願います。

（賛成者起立）

○清水（健）委員長 起立少数です。よって、本件は不採択とすべきものとするに決定しました。

以上で陳情の審査を終了します。

執行部の皆様は退席されて結構です。お疲れさまでした。

（執行部退席）

○清水（健）委員長 傍聴者の方々も退席願います。

（傍聴者退席）

○清水（健）委員長 それでは、次に閉会中の所管事務調査について協議をしたいと思います。

6月定例会までに行う所管事務調査の案件について、委員の皆様から何かご意見などありませんでしょうか。

（「正副委員長に一任」と呼ぶ者あり）

○清水（健）委員長 ただいま一任のお声をいただきましたが、正副にご一任いただいてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○清水（健）委員長 異議なしということで、そのようにさせていただきます。

ただいまの案件について、次回の委員会の日程について協議をさせていただきたいと思います。

日程につきましては3つございますが、4月22日、4月23日、4月26日、こちらの3日間の中でご都合が悪い日があればご連絡、お申し出いただきたいと思いますがいかがでし

ようか。改めて、4月22日、23日、26日、この3日間でご都合が悪い場合にはお申し出
いただきたいと思います。

（「大丈夫です」と呼ぶ者あり）

○清水（健）委員長 よろしいでしょうか。いずれの候補日も午前10時を予定させていただ
きます。執行部との調整もございますので、追って通知させていただきます。

それでは、日程につきましては、ただいま協議しました日程案に基づいて執行部との調整を
させていただきたいというふう思います。

また、調査案件につきましては、先ほどご一任をいただきましたので正副委員長にお任せを
いただきたいというふうに思います。

それでは、実際に開催する日程等については、予定通知にてお知らせをいたしますので、よ
ろしくお願いいたします。

以上で、閉会中の所管事務調査についてを終了いたします。

次に、委員会における行政調査、視察についての協議を行いたいと思います。

令和6年度の委員会の行政調査の実施についていかがいたしますか。実施するという方向で
よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○清水（健）委員長 異議なしと認め、委員会の行政調査を実施することに決定をいたしまし
た。

それでは続きまして、行政調査における日程、案件等について協議をしたいと思います。

まず、先に日程等につきまして協議をさせていただきたいというふうに思います。こちらの
日程につきましては、5月の第3週目、13日から始まる週、第4週目、20日から始まる1
週間、この中でご都合が悪い日を事前に挙げていただければと思いますが、いかがでしょうか。

（「5月24日」と呼ぶ者あり）

○清水（健）委員長 5月24日ですね。

ご都合が悪い日があれば、あらかじめ現段階で分かる範囲でお答えいただきまして、分かっ
た範囲で随时お聞きしたいとは思いますが、なるべく早い段階で把握をしていきたいのでよろ
しくお願いいたします。

（「5月17日は午前までだったら、帰ってくるなら大丈夫ですけど、

午後になるとちょっと厳しい。すみません」と呼ぶ者あり）

○清水（健）委員長 5月17日ですね。

ただいま5月17日、5月24日、ちょっと候補日として厳しいというご意見をいただい
ております。では、ここを外して検討します。その他、日程等がちょっとご都合がつかないとい
うことがありましたら、委員会終了後においてもお申し出いただければと思います。ご意見を
いただいた上で、先方視察先との調整等もございますので、改めてご案内をさせていただきます。

今申し上げたとおり、5月の第3週、第4週の中で調整をさせていただきたいと思いたすの

で、よろしくお願ひします。

次に、案件についてご意見等がございましたらご発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(「正副一任」と呼ぶ者あり)

○清水(健)委員長 正副一任というご発言がございました。正副一任でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○清水(健)委員長 正副一任ということでお任せいただきたいというふうに思ひます。

案件を精査の上、先方等と調整し、決定次第、予定通知にてご連絡をさせていただきます。ご出席のほどどうぞよろしくお願ひいたします。

次に、閉会中の継続調査申し出について議題とします。

S i d e B o o k s のホーム画面から、全議員共通、常任委員会、文教福祉委員会、令和5年度、令和6年3月26日配付資料、継続調査申出書(案)の順にお開きをください。

閉会中の継続調査申し出について、事務局職員に説明をさせます。折本主任。

○折本主任 それでは、閉会中の継続調査申出書(案)についてご説明いたします。

閉会中の委員会活動を可能とするため、会議規則第111条の規定により、継続調査の申し出を提出しているところがございます。

案件といたしましては、福祉行政について、教育行政についてということで、文教福祉委員会の所管している事務を広く拾えるような形で案を作成しております。

委員の皆様のご理解が得られれば、このような形で本会議最終日に提出させていただきます。

説明は以上でございます。

○清水(健)委員長 ただいま説明がありました閉会中の継続調査申し出につきまして、何かご意見ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○清水(健)委員長 それでは、この案のとおり提出をしたいと思ひます。異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○清水(健)委員長 異議なしということですので、この案を本会議最終日に提出させていただきます。

次に、その他に入ります。

その他、何かありますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○清水(健)委員長 ほかに特段大丈夫ですかね。なきようであれば、以上で本委員会に付託されました案件は全て終了しました。

これをもちまして文教福祉委員会を閉会します。

午前11時22分 閉会